

厚生労働省発基労第 0221001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 20 年 2 月 21 日

厚生労働大臣 舩添 要一

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 通勤災害保護制度の見直し

逸脱又は中断の間を除き、通勤災害保護制度の対象とする日常生活上必要な行為として、要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）を加えるものとする。

二 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引上げ

(一) 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する額を、月額十万四千九百六十円（現行十万四千五百九十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であって、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額五万六千九百三十円（現行五万六千七百十円）に改めるものとする。

(二) 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額五万二千四百八十円（現行五万二千三百円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額二万八千四百七十円（現行二万八千三百六十円）に改めるものとする。

三 二次健康診断等給付に係る検査項目の見直し

(一) 一次健康診断において血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された労働者に対しては二次健康診断等給付を行うこととなること、当該一次健康診断における検査項目を次のように改めるものとする。

イ 血清総コレステロールの量の検査に代えて、低比重リポたん蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査を定めること。

ロ BMIの測定を腹囲の検査又はBMIの測定に改めるものとする。

- (二) 二次健康診断として行う脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査項目について、空腹時の血清総コレステロールの量の検査に代えて、空腹時の低比重リポたん蛋白コレステロール(LDLコレステロール)の量の検査を定めるものとする。

四 職場意識改善助成金の創設

労働者災害補償保険法第二十九条の社会復帰促進等事業として、職場意識改善助成金を創設し、次のいずれにも該当する中小事業主(その資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円)以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)以下である事業主をいう。以下同じ。)に対して、支給するものとする。

- (一) 次のいずれにも該当する中小事業主であると都道府県労働局長が認定したものであること。
- イ 労働時間等の設定の改善に向けた職場における意識の改善(以下「職場意識改善」という。)に

積極的に取り組むこととしていること。

ロ 職場意識改善に係る(1)に掲げる実施体制の整備のための措置、(2)に掲げる職場意識改善のための措置及び(3)に掲げる労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ているものであること。

(1) 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会の設置等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制の整備並びにその雇用する労働者からの労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

(2) その雇用する労働者への当該計画の周知及び職場意識改善のための研修の実施

(3) 労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇の取得の促進のための措置、所定外労働の削減のための措置及び労働時間等の設定の改善のための次に掲げるいずれかの措置

(i) 労働者の多様な事情及び業務の態様に応じた労働時間の設定

(ii) 子の養育又は家族の介護を行う労働者その他の特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の

付与その他の必要な措置

(iii) 在宅勤務その他の多様な就労を可能とする措置

- (二) (一)のロに規定する計画に基づく措置を効果的に実施したと認められる中小事業主であること。
- (三) (一)及び(二)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小事業主であること。

第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労災保険の療養補償給付を受けている者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額五万六千九百三十円、四万二千七百円又は二万八千四百七十円（現行五万六千七百円、四万二千五百三十円又は二万八千三百六十円）に、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、介護の程度に応じて月額十萬四千九百六十円、七万八千七百二十円又は五万二千四百八十円（現行十萬四千五百九十円、七万八千四百四十円又は五万二千三百円）に改めるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。